市広報「子育てにやさしいまち」過去掲載記事

消費生活の知恵

振り込め詐欺などの手口に注意

言葉巧みにATM(現金自動預払機)に誘導し、お金を振り込ませる、振り込め詐欺の被害が後を絶ちません。振り込みだけでなく、現金を送らせたり、直接取りにくるケースもあります。

おれおれ詐欺
孫や子どもになりすまし、電話で家族をだまして、金銭を支払わせる手口です。

還付金詐欺
市や税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、医療費や税金、年金保険料などの払い過ぎたお金を返すと言ってATMを操作させ、別口座に振り込ませてだまし取る手口です。

架空請求詐欺
不特定多数の人に対して、身に覚えのない請求をして、お金をだましとる手口です。債権回収業者や法律事務所などと称して、架空の使用料をはがきや封書で請求したりします。

融資保証金詐欺
低金利と語って融資を誘い、申込者から保証金や保険料などの名目で、お金をだましとる手口です。口座に勝手にお金を振り込んで、高額な返済金を要求する手口もあります。

■消費者へのアドバイス
- すぐに振り込まない
- 言われた内容や支払い根拠を必ず確認する
- 不審と感じたら、すぐに家族や警察、消費生活センターに相談する
- 個人情報を知らない人に安易に教えない

消費生活に関する悩みや困りごとがある場合は、まず相談を
市消費生活センター
☎0834-22-8321

循環型社会入門

問合せ　リサイクル推進課計画担当
☎0834-22-8400

3つのR(アール)を循環させよう

循環型社会の「循環」とは、一回りして元に返ることを繰り返すことを意味します。Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル)の頭文字の3つのRを取って「3R」と呼ばれます。次の①～③を推進することにより、再生可能な資源を循環させることができます。

3Rの推進に、協力をお願いします。

子育てにやさしいまち

待機児童0(ゼロ)の支援

市では、保護者が仕事(一定期間の求職を含む)や疾病、出産、看護などにより、家庭での保育が困難な就学前児童を、公立や私立の認可保育所で預かっています。

通常保育の全体受け入れ定員2,345人に対し、平成22年4月当初の入所児童数は2,175人で、充足率は92.8%になっています。本市では、大都市部などで顕在化している、いわゆる待機児童はありません。

また、多様化する保護者の就労形態や子育て家庭の保育ニーズに対応するため、通常保育はもとより、延長保育、休日保育、障害児保育、病児・病後児保育、一時預かりなど、きめ細かいサービスの提供にも努めています。

問合せ　こども家庭課保育担当
☎0834-22-8455

消費生活の知恵

便利な製品！使い方でトラブル発生?!

便利と思って使っている製品の中には、正しい使い方をしないと、痛ましい事故になってしまう場合があります。自分自身はもちろん、高齢者や障害者、子どもたちなどを守るため、注意事項をよく読み、製品を正しく使用しましょう。また、食品についても「のどに詰まって窒息事故！」の例もありますので、包装の表示にも注意しましょう。

子どもの間で流行している「ローラー付シューズ」の事故

靴のかかとの部分にローラーが付いて、助走をつけてつま先をあげるとローラースケートのように滑ることができるシューズ（ローラー付シューズ）が、小学生を中心に流行していますが、転倒して足を骨折したり、周りの人の巻き添え事故も発生しています。

■消費者へのアドバイス

取扱説明書をよく読み、使用の際は、ヘルメットやプロテクターなどの安全装具を必ず身に付け、人の多いところでは使用しない。

保護者などは、使用方法やマナーをきちんと子どもに説明し、しっかり理解させる。

電子キーの乗用車で、子どもが閉じ込められた！

鍵を身に付けていれば、鍵を取り出さなくてもドアの解錠や施錠ができる電子キーを装備している乗用車が増えています。電子キーを車内に置いたまま車外に出たら、誤操作でロック状態になり、車内に子どもが閉じ込められる事例が発生しています。

■消費者へのアドバイス

降車の際は、鍵を車内に置かない。

電池が切れた場合のドアの解錠方法、エンジンの始動方法を事前に確認しておく。

消費生活に関する悩みや困りごとがある場合は、まず相談を

市消費生活センター
☎0834-22-8321

循環型社会入門

問合せ　リサイクル推進課計画担当
☎0834-22-8400

容器包装廃棄物は家庭ごみの代表格

容器包装とは、びんや缶、ペットボトル、お菓子の箱や袋など、中身商品を入れた容器や、商品を包んでいる包装などの総称です。

中身を消費した後や、商品を取り出した後に排出される容器包装廃棄物は、家庭ごみの中で特に大きな割合を占めています。

詰め替え用や簡易包装商品の利用など、商品を選ぶ時点でごみの減量は始まっています。

子育てにやさしいまち

子育てサークル活動の応援

市内では、約80以上の子育てサークルが、活動しています。平成22年3月に実施したアンケートによると、関係者の多くの人が、幅広い活動やグループへの援助を望んでいました。

このたび団体活動の援助の一環として、子育て交流センターぞうさんの家では、市内の子育てサークルや支援グループなどの関係者を対象に、7月1日から備品の貸し出しを行います。貸出備品は、プロジェクターや音響装置、大型絵本、紙芝居、おもちゃなどです。貸出方法は、借用書に必要事項を記入し、使用日の前日までに、提出します。貸出期間は、10日間で、使用料は無料です。

問合せ
子育て交流センター
ぞうさんの家
☎0834-32-8181

消費生活の知恵

うれしい話やもうけ話?!
心のスキにつけこむ電話勧誘

自宅や勤務先にかかる電話、結構しつこいことがありますね。高配当や高利回りをうたった詐欺的な話もあります。

趣味で俳句の投稿をしていたところ「すばらしい作品なので雑誌に掲載しないか」と電話勧誘され、断ったが勝手に掲載され、掲載料を請求された。

■消費者へのアドバイス

断ったのに勝手に掲載し、請求書を送ってきた場合は、契約が成立していないので、支払う必要はありません。たとえ承諾しても、契約書を受け取った日から8日間以内であれば、クーリング・オフ(無条件解約)ができます。

発展途上国の難民を支援しているという業者から「元本保証で利率が12%という社債を購入しないか」と電話勧誘された。

■消費者へのアドバイス

見知らぬ業者などの社債や未公開株は購入しないようにしましょう。リスクが高く、実態がないおそれもあるので、一人で判断しないで家族や友人に相談しましょう。

「老後の資産運用に関心がありませんか」などと、販売目的を告げずにマンション販売の電話勧誘を受けた。強引で、脅迫まがいでこわかった。

■消費者へのアドバイス

何かの名簿をもとに電話しているようです。買う気がなければ毅然と「必要ありません」「お断りします」と言ってすぐに電話を切ること。悪質な勧誘ならば、警察や宅建業法の所管課など行政の窓口に連絡しましょう。

消費生活に関する悩みや困りごとがある場合は、まず相談を

市消費生活センター

☎0834-22-8321

循環型社会入門

問合せ　リサイクル推進課計画担当
☎0834-22-8400

プラマークは容器包装プラスチックを分別する目印です

容器包装は、法律により材質などの識別を識別マークにより表示することとされています。家庭ごみの大部分を占める容器包装廃棄物のうち、プラスチック製のものは、プラマークの表示がされています。

プラマークの表示がある容器包装だけが集まれば、リサイクル費用は大部分が事業者の負担になり、市の負担は軽減されます。きちんと分別された質の高いごみは、処理費用も低く抑えられることになります。

市では、今後プラマークのついた容器包装プラスチックと、それ以外のプラスチックごみを分別収集し、共に資源として有効活用していきます。

容器包装プラスチックを示すプラマーク

子育てにやさしいまち

赤ちゃんの駅の開設

授乳やオムツ替えを行う場所がないため、乳幼児連れでの利用が困難な公共的な施設は、少なくありません。

市では、子育てを支援する取り組みとして、授乳やオムツ替えの設備を備えた公共施設を、「赤ちゃんの駅Baby Station(ベビー ステーション)」として登録します。赤ちゃんの駅として登録した施設には、目印になる桃色のステッカーを掲示します。

また、申し出があれば対応可能という施設には、「(準)赤ちゃんの駅」として、緑色のステッカーが掲示されます。どうぞご利用ください。

赤ちゃんの家の目印▶

問合せ
こども家庭課
こども未来担当
☎0834-22-8457

消費生活の知恵

クリーニングに関するトラブルが増えています！

【事例】洋服を購入し、2・3回着用後に、クリーニングに出したら、袖やポケットがたわんで戻ってきた。

【事例】衣類の革の部分がしわになり、一部はがれて、ぼろぼろになって戻ってきた。

原因は、さまざまです。

汚れを放置して虫に食われ、クリーニングに出してその穴が大きく広がることも…。袋に入って戻ってきたままの状態で保管したことが、変色の原因になることも…。

大切な衣料は、日ごろから手入れを怠らず、信頼のできる店を探すことも大切です。

■トラブルを避けるためには…

クリーニングに出す際に、点数や種類、しみ、虫食い、ほつれ、切り傷の有無について、クリーニング店と一緒に確認することが大切です。

仕上がったら、早く引き取って確認しましょう。収納時には、カバーをはずしましょう。

■トラブルが発生したら…

すぐに店に連絡して、冷静に話し合って解決しましょう。

Sマークを掲示している店では、預かった品目に損傷を与えた場合、クリーニング事故賠償基準をもとに適正に対処することになっています。この基準は、業界の自主基準ですが、Sマークがない店でもこの基準を目安に問題解決を図るとよいでしょう。

■Sマークって何？

Sマークは、厚生労働大臣が認可した「クリーニング業の標準営業約款」に基づいて営業しているクリーニング店の目印です。

11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

消費生活に関する悩みや困りごとがある場合は、まず相談を

市消費生活センター

☎0834-22-8321

循環型社会入門

問合せ　リサイクル推進課計画担当

☎0834-22-8400

容器包装プラスチックはいろいろな姿をしています

容器包装プラスチックは、日常生活の中でさまざまに加工され、毎日のように排出されています。

容器のフタやキャップ類、商品を包んでいた外装用フィルムなども容器包装プラスチックです。他にも商品を保護、固定するものでプラスチック製であれば、容器包装プラスチックに分別されます。

例えば、家電製品を固定していた緩衝材の発泡スチロールや気泡シート、菓子箱の中仕切りやトレイ類、果物などを入れるネットなども該当します。これらの中には、プラマークのついていないものもありますが、分別して収集することでリサイクルをすることができます。

子育てにやさしいまち

親子で集える場の整備

子育て交流・支援センターを、ぜひ利用してください。親子で自由に遊べる施設で、親同士や子ども同士の交流の場として、絵本の読み聞かせや季節の行事などを行っています。

市内の子育て交流・支援センターは、今年度「みんなのおうち 城ヶ丘」の開設により、合計11か所になりました。また「わかやますくすくセンター」を若山保育園に隣接して建替え、施設の充実を図りました。

各センターの場所・開所日・連絡先については、問い合わせてください。

対象　市内に在住する3歳までの乳幼児および未就園児のいる家庭

問合せ

こども家庭課

こども未来担当

☎0834-22-8457

消費生活の知恵

注意!!クレジットカードのショッピング枠の「現金化」の誘い

最近、インターネットや新聞・雑誌などで「クレジットカードのショッピング枠を現金化します」などという広告が掲載されています。

これらは、一部の業者が、資金に困ったカード利用者に、ショッピング枠を現金化するように勧誘するものです。

■消費者へのアドバイス

○カード利用した代金は、クレジット会社に支払わなければなりません。結局は、自分の債務を増やすことになります。

○業者に提供したカード番号や個人情報などが悪用されてしまうことがあります。

貸金業法の改正

Q　これまできちんと返済してきたのに、どうして急に借りられなくなったのでしょうか?

A　貸金業法が変わり、年収の3分の1を超える新規の借入れはできません。また、借入れの金額によっては、年収を証明する書類がないと、借りられなくなることがあります。

Q　クレジットカードで買い物をした分も合わせて、年収の3分の1以内でないといけないのですか?

A　クレジットカードで買い物をした分は、含みません。ただし、クレジットカードで現金を借りた分(キャッシング)は、貸金業者からの借り入れに当たりますので、それも合わせて年収の3分の1以内である必要があります。

消費生活に関する悩みや困りごとがある場合は、まず相談を

市消費生活センター

☎0834-22-8321

循環型社会入門

問合せ　リサイクル推進課計画担当
☎0834-22-8400

燃やせないごみの分別が埋め立てごみの削減につながります

燃やせないごみは、プラスチックや金属などを含む複合製品やビニール・ゴム製品などが該当します。複合製品とは、金属とプラスチックなど異なる素材を組み合わせた製品のことで、素材ごとに分別しにくい小型家電製品や調理器具などです。

プラスチック製品は容器包装プラスチックとその他プラスチックに、ガラスや陶器類などは処理困難物に分別することで、燃やせないごみ自体を減らすことができます。

燃やせないごみは、リサイクルプラザで細かく破砕し、資源物を回収することで埋め立てごみが大幅に削減されます。

効率よく再資源化を行うために、燃やせないごみの適正な分別をお願いします。

子育てにやさしいまち

子どもを虫歯にさせないために

市では、にこにこ歯みがき学級や各種歯科健康診査時における生活指導を通じ、歯みがきの励行や食生活など、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援しています。

虫歯は感染病の一つで、母親の唾液中に虫歯菌の数が多いと、その子どもは、虫歯の発生リスクが2倍以上高いというデータがあります。子どもを虫歯にさせないためにも、お父さんやお母さんの定期的な歯科検診と早期治療が大切です。

市では、いい歯スマイル検診(無料歯科検診)を実施しています。対象は、平成22年度19～39歳になる人で、虫歯や歯周病のチェックなどです。直接、市内の歯科医院で受診してください。

問合せ
健康増進課地域保健担当
☎0834-22-8553

消費生活の知恵

突然セールスマンが来て、きっぱり断れますか？

突然の訪問販売で、不要な商品のセールスを受けた場合、勧誘を断る方法は、業者に対して、契約の意思がないことをはっきり伝えることです。しかし、実際にはきちんと断ることができない場合が、多々あります。

そこで、市消費生活センターでは、こうした場合の手助けとなる「いりません!!うちわ」(型紙)を作成し、広く利用を呼び掛けています。

同封の広報折込チラシを切り取り、手持ちのうちわに貼り付け、玄関先に置くなどして利用してください。訪問販売の商品がいらない時、どうしても伝えることができない時などに相手に向けて見せ、断りの意思を伝えましょう。

特定商取引法では、訪問販売業者に契約をしない意思を示した消費者に、続けての勧誘をしてはいけないと定められています。

契約の意思がないのに、勧誘を受けた場合は、うちわを活用するなどして、きっぱりと断り、消費者トラブルに遭わないよう注意してください。

■ポイント

要らない時は、はっきりと断る。同封の「いりません!!うちわ」も活用してください。

消費生活に関する悩みや困りごとがある場合は、まず相談を
市消費生活センター
☎0834-22-8321

循環型社会入門

問合せ　リサイクル推進課計画担当
☎0834-22-8400

リサイクルプラザの稼働は循環型社会実現に向けた次のステップです

4月1日から稼働開始する市リサイクルプラザは、市の循環型社会推進の核となる施設です。

市内全域の資源物や不燃物を処理する施設で、次の効果が期待されます。

- 新しいごみの分別開始で、資源物や不燃物の分別、収集方法を統一
- 市内全域のプラスチック類などをリサイクルして、現在約30パーセントのリサイクル率を、約46パーセントに向上
- リサイクルの推進で、現在年間15,000トンの埋め立てごみを2,600トンまで減少

この施設の性能を最大限に引き出すには、正しいごみの分別が不可欠です。次世代に託せる循環型社会の実現に向けて、今後も皆さんの協力をお願いします。

子育てにやさしいまち

安心して健全に過ごせる子どもたちの居場所づくり

市では、小学生の安心・安全な居場所づくりのために、学びの場としての放課後子ども教室と生活の場としての、放課後児童クラブを実施しています。

放課後子ども教室は、参加を希望する、小学1～6年生を対象にしています。また、放課後児童クラブは、保護者などが仕事や病気のため、放課後などに保育ができない家庭の、小学1～4年生を対象にしています。

両事業の詳しい内容については、生涯学習課まで問い合わせてください。

問合せ
生涯学習課生涯学習担当
☎0834-22-8621

消費生活の知恵

クーリング・オフ制度は契約書を受け取ってから8日以内に！

突然の訪問販売などで、購入する意思がはっきりしないままセールスマンに勧められて、契約の締結や申し込みをしてしまい、後日トラブルになる場合があります。

■クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度は、契約後でも一定の期間、消費者に考える時間と余裕を与え、理由を問わず、一方的に申し込みの撤回または契約の解除ができる制度です。

■クーリング・オフができるのは？

訪問販売や電話勧誘などの特定の取り引きに限られます。

■クーリング・オフができないのは？

自分から店に出向いたり、広告を見て電話やインターネットで申し込む通信販売は、対象になりません。注文する前に、返品対応についてよく確認しましょう。

■対象

原則、すべての商品・サービスが対象（対象外もあり）ですが、使用・消費した化粧品、健康食品は、対象になりません。3000円未満の商品などを、現金で購入したときや乗用自動車、葬儀なども対象になりません。

■クーリング・オフの仕方

必ず書面で行います。電話など、口頭で解約を申し出た場合、証拠が残らずトラブルになることがあります。

クーリング・オフ期間を過ぎても、解約交渉ができる場合がありますので、あきらめずに、相談をしてください。

消費生活に関する悩みや困りごとがある場合は、まず相談を
市消費生活センター
☎0834-22-8321

しゅうなん食の「わ」プラン

市では、市民一人ひとりが、命の源である「食」について認識を高め、生涯にわたって健やかで心豊かな生活を送るため、市の特性を生かした、市食育推進計画しゅうなん食の「わ」プランを策定し、「食育」を市民運動として推進しています。

【基本方針】
5つの「わ」

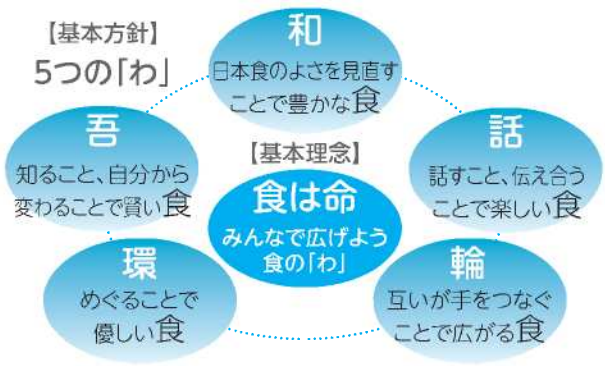

問合せ　健康増進課食育推進室☎0834-22-8553

子育てにやさしいまち

子育て情報提供の充実

子ども連れの人に、外出中、授乳やオムツ交換で立ち寄ることができる赤ちゃんの駅を活用してもらうため、この度、赤ちゃんの駅マップを作成し、子育て支援センターなどで配布しています。出産後の訪問時などに配布している「ベビカム2011」にも掲載しています。

公共施設などの情報を、携帯電話やパソコンから閲覧できる、しゅうなんマップの施設案内でも検索ができます。

また、しゅうなんメールサービスでは、子育て情報などの配信をしていますので、利用してください。

（登録料無料・通信費用利用者負担、登録はshunan@xpressmail.jpへ空メール送信）

問合せ
こども家庭課こども未来担当
☎0834-22-8457